

～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

きずな

2025
vol.11
7月発行

発行所

三木町商工会
〒761-0703
香川県木田郡三木町鹿伏220-5
TEL: 087-898-0507
FAX: 087-898-8282

三木町商工会

Q 検索

<https://www.miki-shokokai.jp/>

「EXPO2025 大阪・関西万博」
で行われた、
香川県自治体ブースの様子



MIKI TOWN

谷川木工芸(株)讃岐桶樽、漆器山富 香川漆器、
西村秋峯氏 竹一刀彫 等が展示されました。

目 次

- | | | | |
|----------------------------------|---|-----------------------------|---|
| ◆第66回通常総代会開催 | 1 | ◆青年部・女性部活動 | 6 |
| ◆事業環境変化対応型支援事業 | 2 | ◆新規会員事業所 | 7 |
| ◆令和7年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し | 3 | ◆中小企業景況調査報告 | 8 |
| ◆工業部会セミナー | 4 | ◆事業継続力強化計画・
三木町販路開拓支援補助金 | 9 |
| ◆一日公庫のお知らせ・事業承継相談会・
事業承継マッチング | 5 | | |

第66回通常総代会 開催



令和7年5月22日(木)、トレスタ白山において、第66回通常総代会を開催しました。総代87名(うち委任状出43名)の出席と来賓に香川県商工会連合会、三木町長をはじめ10名を迎えて、盛大に開催されました。

冒頭、藤井会長より来賓及び出席者へ謝辞・挨拶がありました。

続いて、表彰式が執り行われ、中小企業庁長官表彰1名、全国商工会連合会会長表彰4名、県商工会連合会会長表彰4名の方が表彰されました。

また、部会活動の活性化を図るため、これまで別々であった商業部会、サービス業部会を「商業・サービス業部会」として規定し運営することとなりました。

議案審議終了後、各部会からそれぞれ活動報告がありました。

最後に、県商工会連合会馬場課長、伊藤町長及び、松原香川県議会議員からご挨拶を賜りました。

三木町商工会運営規約の一部改正(案)の承認について
第3号議案
令和6年度事業報告並びに収支決算の承認について
第4号議案
令和6年度商工貯蓄共済事業特別会計収支決算の承認について
第5号議案
令和6年度労働保険料等預り金の経理状況報告並びに同特別会計収支決算の承認について
第6号議案
令和7年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の承認について
第7号議案
交付金の変更等に伴う予算補正の承認について
第8号議案
借入金限度額に関する承認について
第9号議案
役員の選任について

令和7年度 基本方針

審議された議案は次のとおり
第1号議案
三木町商工会定款の一部改正
(案)の承認について
第2号議案



松原県議会議員



伊藤町長



香川県商工会連合会
馬場課長

本会は引き続き町との連携を強め、中小企業振興施策を町と協働して推進するとともに、様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けて、本年度の重点目標の第1を「1. 環境変化に対

応し成長を目指す中小企業・小規模事業者への支援」とし、第2に商工会が地域の中小企業・小規模事業者にとって最も身近な総合取り組めるよう、会員数の維持に向けた「2. 商工会の組織力の強化」とし、行政や各支援機関、専門家等と緊密な連携を図りながら各種事業に取り組む。

巡回訪問の推進や各種補助事業等の積極的な活用支援を通じて会員サービスを強化し、任意脱退者の防止に努めるとともに、廃業等による法定脱退者分をカバーするため、役職員一丸となって新規会員の加入を促進する。

2. 商工会の組織力の強化

1. 環境変化に対応し成長を目指す中小企業・小規模事業者への支援

様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談対応並びに各種支援施策の活用を促すため、専門家の配置による支援体制の強化を図るとともに、巡回訪問や窓口相談を通じて事業者ニーズや課題を把握し、その課題解決に向けた施策の活用や自走化に資する経営計画の策定から遂行まで、身近に寄り添った支援を行う。

令和7年度

税制改正による 所得税の基礎控除の 見直し等について

(源泉所得税関係)



令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）。

1 基礎控除の見直し

- 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前	
	改正後 ^(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)			
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 475万1,999円以下	88万円 ^(注2)		
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 665万5,556円以下	68万円 ^(注2)	48万円	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 850万円以下	63万円 ^(注2)	58万円	
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 2,545万円以下	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- 基础控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

3 特定親族特別控除の創設

(1)居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。
(注)「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けた人及び白色事業専従者を除きます)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含みます。

(2)令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与…親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
公的年金等…親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

4 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次とおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注)1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。



また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前…55万円)に引き上げられました。

その他詳細につきましては、国税庁ホームページ内の特設サイトをご覧ください。

工業部会セミナーの開催について

参加料
無料

工業部会では、協同組合三木工業クラブとの共催で、セミナーを開催致します。

テーマ
地域事業者のDX化と業務効率化セミナー

開催日時

第一部 令和7年9月4日(木)
15時～17時
第二部 令和7年9月18日(木)
15時～17時

開催場所

三木町商工会館 二階会議室

内容

第一部 地域事業者を取り巻く環境とDXの必要性

第二部 実践と交流

講師

株式会社百十四銀行 営業戦略部・コンサルティング部

フリー株式会社 アライアンス事業部

お問い合わせ・お申込み
三木町商工会
TEL 087-1898-0507

一日公庫のお知らせ

三木町商工会では、会員の皆様の資金繰り支援として、日本政策金融公庫と連携し、融資相談会「一日公庫」を左記のとおり開催します。

当日は、日本政策金融公庫の担当者と面談し、融資について直接ご相談いただけます。

また、融資についての相談に加えて事業承継マッチングについての相談も受け付けます。

開催日時 .. 令和7年7月23日(木)

10時～16時

開催場所 .. 三木町商工会

ご準備いただく書類

・決算書及び確定申告書(2期分)

※電子申告の場合は、「メール詳細」
(受信通知)

※法人の場合、勘定科目内訳明細書

を含む

・試算表

※決算から6ヶ月以上経過している場合

・見積書

※資金のお使い道が設備資金の場合

お問い合わせ・お申込み

三木町商工会

【TEL 087-898-0507】

事業承継相談会（参加無料）

三木町商工会では、事業承継を見据える事業者への支援として香川県事業承継・引継ぎ支援センターとの共催で、事業承継相談会を開催します。

開催日時 .. 令和7年9月1日(月)
・9月2日(火)

各日①10時～11時
②13時～14時
③15時～16時

※要予約

開催場所 .. 三木町商工会



日本政策金融公庫



国民生活事業

お問い合わせ・お申込み

香川県事業承継・引継ぎ支援センター

【TEL 087-802-3033】

または三木町商工会

【TEL 087-898-0507】

青年部活動

【総会の開催】

商工会青年部は、4月7日に通常総会を開催しました。今年度は2名の方がご卒業され、部長としてリーダーシップを發揮してきた平井陽介氏



に蒲生部長より表彰状と花束、寄せ書き等が贈呈されました。

提出された議案について慎重に審議が行われ、令和6年度事業報告並びに収支決算報告、令和7年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)が原案通り承認されました。

6月19日、香川県青年部連合会の主張発表大会が開催され、県下5ブロックの代表による発表がありました。

讃岐ブロック代表として当青



【県青連主張発表大会】

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、滝川新部長を始め7名での役員体制が承認されました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、滝川新部長を始め7名での役員体制が承認されました。

青年部では、「いけのべ七夕まつり」、「三木まんで願。」など地域の行事への参加、讃岐ブロック(高松市牟礼庵治商工会・高松市中央商工会)での交流事業や香川県青年部連合会事業(ソフトボール大会等)に参加しています。

現在、昨年度、一から手作りして大好評を得た「いけのべ七夕まつり」でのお化け屋敷のパワーアップや婚活事業の開催に迎えし、商工会や町を盛り上げていくための意見交換も行いました。

来賓に藤井商工会長様をお迎えし、商工会や町を盛り上げました。

県青連主張発表大会

6月19日、香川県青年部連合会の主張発表大会が開催され、県下5ブロックの代表による発表がありました。

讃岐ブロック代表として当青



【青年部活動】

年部より、多田智哉氏が「自分と地域と商工会青年部」と題し、滝川部長・讃岐ブロックから表しました。惜しくも最優秀賞には届かなかつたものの、「仲間となら力を合わせて大きなことができる」、「仲間のために頑張れる自分がいる」という内容で力強く発表を行いました。



商工会女性部は、4月23日に通常総会を開催しました。当日は提出された議案について、慎重に審議が行われ、令和6年度事業報告並びに収支予算書(案)が原案通り承認されました。

【総会の開催】

女性部では、役員会・全体会などの会議やさまざまな地域のイベントに参加しています。

「いけのべ七夕まつり」や「三木まんで願。」は、コロナ禍後3年連続の参加となり、来場者の方へ喜んでもらえるよう工夫をしてバザーを出店しています。



【女性部活動】

商工会女性部は、4月23日に通常総会を開催しました。当日は提出された議案について、慎重に審議が行われ、令和6年度事業報告並びに収支予算書(案)が原案通り承認されました。

その他にも、日帰り研修等を行っています。昨年は、大阪の鶴橋商店街へ行き、振興組合の方から商店街の歴史を学びました。その後、なんばグランド花月にて吉本新喜劇を堪能し、楽しみながら研修を終えることができました。

現在、女性部は23名で活動しています。元気で明るい部員さんが多く、みなさんとも活動をぜひご覧ください。



女性部へ加入してみませんか？

現在、女性部は23名で活動しています。元気で明るい部員さんが多く、みなさんとも活動をぜひご覧ください。

来賓や総代のみなさんに花を持ち帰って頂けるよう趣向を凝らしました。



また、5月に行われた総代会では、会場をフラワー・アレンジメントで装飾しました。花で彩られた会場は、慎重な審議の中になりました。そして、今年も出席された来賓や総代のみなさんに花を持って帰って頂けるよう趣向を凝らしました。

現在、女性部は23名で活動しています。元気で明るい部員さんが多く、みなさんとも活動をぜひご覧ください。

活動の詳細については、三木町商工会HP内にある女性部活動をぜひご覧ください。



新規会員事業所のご紹介

※ご掲載を希望された事業所のみ掲載しております(順不同、敬称略)

商工会では新しく会員になっていただける事業所を募集しています。

(株)夢工房Dream Cafe



住 所 木田郡三木町
鹿伏195

T E L 087-813-5619

営業時間 9:30～17:30

定 休 日 火曜日・日曜日

ホームページ <https://www.yumekoubo.net>

地域のコミュニティカフェを目指しております。
ほうじ茶ラテがおすすめです。



Instagram

香川レンタ株式会社



住 所 木田郡三木町
大字池戸931-9

T E L 080-5803-2788

はじめまして!!
レンタカー事業をやっております。香川レンタ(株)です。
主に事故、故障時にお客さまに対しレンタカーをご用意しております。
もちろんレジャーやビジネス、また短時間利用などお客様のライフスタイルにあったご相談も承っております。些細な事でもかまいません、ぜひお問合せ下さい。

みらいいちご



住 所 木田郡三木町
井上西山田467

営業時間 8:00～12:00

(いちごの販売がある、
12月～翌6月末頃まで)



Instagram

2023年4月に開業したいちご農園です。香川県産さぬきひめの美味しさに感動し、県外から移住した女性2名で運営しています。農園の理念である「大切な人に美味しいを共有したくなるいちごを作る」ことをモットーに日々栽培に取り組んでいます。いちごのシーズン(12月～翌6月末頃)には農園での直売もしていますのでぜひ農園にお越しください!

串焼きosteria絆 ~van~



住 所 木田郡三木町池戸3317-1
ヴィラ・アンソレイエ三木町1階

T E L 050-1479-8944

営業時間 11:30～14:30(Lo 14:00)

18:00～22:00(Lo 21:00)

定 休 日 火曜日

(月曜日も休みの場合あり)



Instagram

イタリアンと串焼きのコラボが新しい、創作居酒屋(オステリア)です。昨年6月にオープン以来、おかげさまで1周年を迎えることができました。新鮮で美味しい料理とお酒、用意してあります!パスタやピザ、前菜とともにワインを気軽に楽しめるお店です。ランチも好評営業中。皆様のご来店、心よりお待ちしています。

香川県商工会地区 中小企業景況調査報告書

2024年度 第4回(2025年1月～3月期)

この調査は、商工会の経営改善普及事業の指導資料及び中小企業施策へ反映させるため、全国商工会連合会が中心となり昭和54年から四半期毎に全国一斉に実施しているものです。

DIとは、各調査項目について「増加・上昇・好転」の割合から「減少・低下・悪化」の割合を差し引いた値で「景気動向指数」を表しています。

※記号とDI値の関係は次のとおり

	快晴		晴		薄曇		曇		雨
30.1～		10.1～30.0		10.0～△10.0		△10.1～△30.0		△30.1～	

調査対象地区：15商工会地区

(東かがわ市、さぬき市、小豆島町、土庄町、三木町、高松市牟礼庵治、高松市中央、直島町、綾川町、丸亀市飯綱、宇多津、まんのう町、琴平町、三豊市、観音寺市大豊)

対象企業数：146社

(製造業27社、建設業15社、小売業43社、サービス業61社)

県内商工会地区の業種毎の主要項目のあらまし

項目／業種		製造業		建設業		小売業		サービス業	
今期の実績	業況		△3.7		0.0		△41.8		△32.8
	売上額(完成工事額)		11.1		13.3		△37.2		△27.8
	採算		△14.8		△13.4		△37.2		△42.7
	資金繰り		△11.5		0.0		△25.0		△17.2
来期の見通し	業況		△14.8		0.0		△44.2		△26.3
	売上額(完成工事額)		△18.5		6.7		△44.1		△24.6
	採算		△18.5		△13.3		△48.8		△39.4
	資金繰り		△11.5		△6.7		△27.5		△19.0

業況

今期の業況は、前年同期に比べて製造業は「マックス域ながらやや好転」、建設業は「好転」、小売業は「更に悪化」、サービス業は「大きく悪化」としている。また、来期見通しは、前年同期に比べて製造業は「依然不調」、建設業は「やや好転」、小売業は「大きく悪化」、サービス業は「依然不調」を予測している。

売上額(完成工事額)

今期の業況は、前年同期に比べて製造業は「更に好転」、建設業は「更に好転」、小売業は「大きく悪化」、サービス業は「大きく悪化」としている。また、来期見通しは、前年同期に比べて製造業は「更に悪化」、建設業は「好転」、小売業は「大きく悪化」、サービス業は「更に悪化」を予測している。

採算

今期の業況は、前年同期に比べて製造業は「悪化」、建設業は「マックス域ながらやや好転」、小売業は「マックス域ながらやや好転」、サービス業は「大きく悪化」としている。また、来期見通しは、前年同期に比べて製造業は「マックス域ながら好転」、建設業は「好転」、小売業は「依然不調」、サービス業は「悪化」を予測している。

資金繰り

今期の業況は、前年同期に比べて製造業は「横ばい」、建設業は「好転」、小売業は「横ばい」、サービス業は「悪化」としている。また、来期見通しは、前年同期に比べて製造業は「マックス域ながら好転」、建設業は「好転」、小売業は「依然不調」、サービス業は「悪化」を予測している。

「事業継続力強化計画」のご案内

事業継続力強化計画とは、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などです。計画策定にあたっては、商工会がサポートします。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

まずは、ハザードマップに基づき、自社や取引先などの立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうか確認しましょう。

また、感染症における情報を入手しましよう。感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化します。こうしたことから、日頃から最新かつ、正確な情報を入手することにより、地域の感染状況等を把握しておくことが大切です。

更に、近年、ITの活用が進んでいる組が求められてきています。

すでに自然災害に対する計画を策定している皆様におかれましても、自然災害への対策に加え、感染症やサイバー攻撃への対策を追加した計画の策定に取り組みましょう。



「香川県感染症情報」
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/kfvn.html>



「IPA(独立行政法人情報処理推進機構)HP」
<https://www.ipa.go.jp/index.html>



「三木町ハザードマップ」
<https://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1312>



2 / 3
 (補助率)

(補助対象事業)
 展示会等出展経費(旅費を含む)
 広告宣伝費、委託料など

(1) 補助対象者が一般に公開されている展示会等に出展する事業
 (2) 補助対象者が通信販売を行ふことを目的として新たにホームページを制作する事業



問合せ先
 三木町地域活性課
 TEL
 0871-891-13320

区分	開催場所	上限額
展示会等	県内	5万円
	県外	10万円
	国外	20万円
オンラインショッピング		10万円

三木町内の産業の振興及び発展を図るため、国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む事業者に対する補助金が創設されました。

三木町販路開拓支援補助金

「事業継続力強化計画」

事業継続力強化計画とは、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などです。計画策定にあたっては、商工会がサポートします。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

まずは、ハザードマップに基づき、自社や取引先などの立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうか確認しましょう。

また、感染症における情報を入手しましよう。感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化します。こうしたことから、日頃から最新かつ、正確な情報を入手することにより、地域の感染状況等を把握しておくことが大切です。

更に、近年、ITの活用が進んでいる組が求められてきています。

すでに自然災害に対する計画を策定している皆様におかれましても、自然災害への対策に加え、感染症やサイバー攻撃への対策を追加した計画の策定に取り組みましょう。